

捜 一 発 第 9 4 号
令 和 6 年 4 月 1 日

適正な死体取扱業務の推進について（通達）
（概要）

犯罪死の見逃しを防止し、適正な死体取扱業務を推進するため、検視官の任務及び検視官の的確な運用等について定めたもの